

調 査 の 概 要

この調査は、統計法(昭和22年法律第 18号)、統計法施行令(昭和24年政令第130号)及び学校基本調査規則(昭和27年文部省令第 4号)に基づいて、毎年実施されているものです。

1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的としています。

2 調査の期日

平成16年 5 月 1 日

3 調査の対象

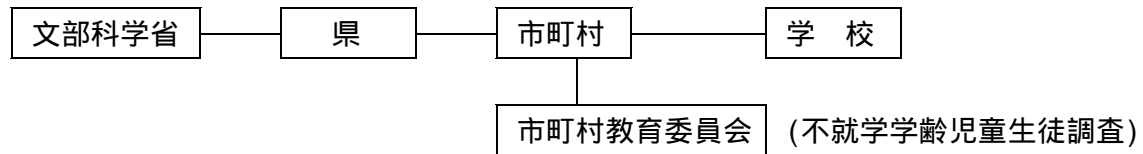
- (1) 学校調査・・・・・・・・小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校
- (2) 学校通信教育調査・・・・通信制課程を置く高等学校
- (3) 不就学学齢児童生徒調査・・不就学の学齢児童及び学齢生徒
- (4) 学校施設調査・・・・・・・・私立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校
公立の専修学校及び各種学校
- (5) 卒業後の状況調査・・・・中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部・高等部の卒業生

4 調査の種類と主要調査事項等

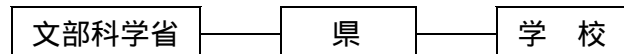
調査の種類	主 な 調 査 事 項	申 告 者
学校調査	学級数、在学者数、教職員数、入学者及び卒業生数	学 校 長
学校通信教育調査	学科数、生徒数、教職員数	学 校 長
不就学学齢児童生徒調査	就学免除・猶予者、1年以上居所不明者、前年度中に死亡した学齢児童生徒数	市町村教育委員会
学校施設調査	私立学校及び公立専修学校の土地、建物の面積	私立学校設置者 又は学校長
卒業後の状況調査	中学校、高等学校、盲・聾・養護学校(中学部・高等部)卒業生の進路状況	学 校 長

5 調査の系統

(1) 市町村立及び私立の小学校、中学校、幼稚園、専修学校及び各種学校



(2) 高等学校及び県立学校



利用上の注意

1. この報告書は、学校基本調査規則に基づく、県知事が調査すべき公立および私立の諸学校（小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾話学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校）および文部科学大臣が直接調査する国立の学校（小学校、中学校、養護学校、幼稚園）について掲載しました。
2. 学校数には、分校および休校中の学校も1校として含まれています。
3. 市町村名および園児・児童・生徒数は、調査日（5月1日）現在のものです。
4. 教員数（本務者）には、充て指導主事、学校に籍を置き教育委員会事務局・教育研究所等に勤務する者、留学者、海外日本人学校派遣者、退職者、教員組合事務専従者、産休代替者および育児休業代替者が含まれています。
5. 年齢は平成16年4月1日現在の満年齢です。
6. 比率の算出については単位未満を四捨五入しています。このため、構成比の合計が100.0にならない場合があります。
7. 統計表の符号の用法は、次のとおりです。
 - 「 - 」 計数がない場合
 - 「 0.0 」 計数が単位未満の場合
 - 「 ... 」 計数出現があり得ない場合または調査対象とならなかった場合
8. 参考で掲載している数値は、「平成16年度学校基本調査速報」（文部科学省平成16年8月公表）によるものであり、この報告書の数値と多少異なる場合があります。なお、後日、文部科学省が公表する数値が確定値になります。